

独立行政法人福祉医療機構

2021年9月27日

ソーシャルボンド・フレームワーク

ESG推進室

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、福祉医療機構（WAM）が2021年9月27日に策定したソーシャルボンド・フレームワークが「ソーシャルボンド原則2021」（以下、「SBP2021」という。）および金融庁「ソーシャルボンド・ガイドライン」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■ オピニオン概要

(1) 調達資金の使途

対象事業は社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融資である。WAMは対象事業を通じて、介護サービス基盤の整備や待機児童解消、医療提供体制改革、地域包括ケアシステム推進などといった少子化・高齢化という問題に起因する社会的課題に対応することを目的としている。少子化・高齢化に係る課題は様々な政策において強く認識され、解決に向けた取り組みが多岐にわたって実施されている。WAMの取り組み及び対象事業はこれに整合的である。対象事業の実施にあたり想定される影響については、民間では対応が困難な貸付制度であることや業務方法書を始めとする措置により適切に対応されている。R&Iは対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。SBP2021に例示されている事業区分「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」に対応し、主に融資対象施設の利用者である高齢者、障害者、仕事と子育て/介護を両立する人々、医療サービスを必要とする人々、サービス提供者である施設の従事者等が対象となる。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

WAMの経営理念を念頭に、独立行政法人福祉医療機構法及び中期目標に応じた中期計画、年度計画が策定され、これに従って行われる事業から適格クライテリアに合致するものとして対象事業は選定されている。評価の基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており専門性が確保されている。

(3) 調達資金の管理

対象事業は独立行政法人福祉医療機構会計規程による区分経理と経理部による帳簿上での管理により、他の事業と区分管理される。調達金額が対象事業残高を上回っていないことを経理部が年に一度確認することにより充当管理される。対象事業を含む収入と支出について監事監査・内部監査を受ける。未充当資金は普通預金にて管理される。

(4) レポートニング

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況及びインパクト・レポートニングは一覧表としてウェブサイトにて開示され、詳細情報として事業報告書、業務統計等を開示する。対象事業の性質及びインパクトの性質を勘案してレポートニングは適切と評価できる。

発行体の概要

- WAMは1954年に発足した社会福祉事業振興会と1960年に発足した医療金融公庫が行政改革と特殊法人改革を経て一つになり2003年10月1日に発足した。事業は福祉と医療の施設整備を支える福祉貸付事業と医療貸付事業を中核とし、国の福祉医療制度の進化と安定運営に貢献している。
- WAMは独立行政法人通則法上の中期目標管理法人¹である。その設立目的は「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」²と定められている。
- 日本における課題の一つに急速な高齢化の進展がある。令和42年には75歳以上の後期高齢者が2,500万人に迫り、国民の約4人に1人の割合にまで達する将来推計がある。加えて85歳以上の高齢者の増加と足元での介護の重度化傾向が存在し、WAMの目的である福祉医療に関して量的・質的の両面でのニーズの増加を示唆している。
- WAMの役割は法人としての根拠法である独立行政法人福祉医療機構法の他、独立行政法人通則法や主務官庁である厚生労働省が定める中期目標に示されている。これらの基となるのが、日本国憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と示される国の役割であり、これに依って厚生労働省が策定する各種政策目的の実現に向けて業務を執行する。
- 国の政策目的の実現に貢献するために、経営理念「民間活動応援宣言」を掲げ、これを具体化する方策として「民間活動応援本部」を立ち上げ、各事業の問題点を顧客サービスの向上の観点から把握し、福祉と医療の民間活動を支援している。

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

[出所：WAMホームページ]

- WAMが取り組む事業は日本の福祉医療基盤の進化の実現と安定的運営に貢献する4つの機能別事業と個別色の強い社会課題に取り組む7つの個別事業からなる。
- 機能別事業は、政策融資を提供し福祉医療サービス提供体制の確保と長期的な社会ニーズ変化への対応を促す主要事業の「①福祉医療貸付事業」を始め、福祉医療施設の経営の安定を支援する「②経営サポート事業」、福祉施設の雇用の安定化を支援する「③退職手当共済事業」、デジタル基盤として福祉医療制度の情報を提供する「④WAM NET事業」の4つで構成される。特に政策融資は福祉医療基盤の安定をもたらすだけでなく、災害等危機時の支援も重要な使命としている。喫緊の課題である新型コロナ対応については、2万9千（2021年3月末時点）の福祉医療施設に対する審査を完了している。
- 個別事業は、障害児・者を扶養する保護者の逝去後に終身年金を障害児・者に支給する「①心身障害者扶養保険事業」、公的制度で解決できない福祉課題に取り組む市民団体へ助成する「②社会福祉振興助成事業」、一時的に資金を必要とする年金受給者への貸付事業である「③年金担保貸付事業」「④労災年

¹ 独立行政法人通則法第二条第二項

² 独立行政法人福祉医療機構法第三条第一項

金担保貸付事業³、年金住宅融資等の回収を通じて年金財政に寄与する「⑤承継年金住宅融資等債権管理回収業務」、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への「⑥一時金支払等業務」、ハンセン病元患者家族の方への「⑦補償金支払等業務」の7つで構成される。

- これらの事業への取り組みを通じて、日本の福祉と医療の様々な課題解決に貢献している。

1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

適格クライテリア

福祉医療貸付事業：特別養護老人ホーム、保育所などの福祉施設や病院、診療所などの医療施設等の整備に必要な資金等の融資

対象事業

- 適格クライテリアを満たす貸付事業が対象事業となる。調達資金は年度内に対象事業に充当される。
- 対象事業が該当するカテゴリー及び対象とする人々は以下の通りである。

カテゴリー：必要不可欠なサービスへのアクセス、社会経済的向上とエンパワーメント
 対象となる人々：融資対象施設の利用者である高齢者、障害者、仕事と子育て／介護を両立する人々、医療サービスを必要とする人々、サービス提供者である施設の従事者等

対象事業の目的

- WAM は根拠法である独立行政法人福祉医療機構法において「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」と目的が定められている。また、中期目標管理法として、自主性及び自律性を発揮して国が定めた中期的な業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき業務を行う存在である。
- 福祉医療貸付事業は福祉貸付事業と医療貸付事業の二つに分類され、WAM の目的に合致した事業である。
- 福祉貸付事業は地域社会における次の社会的課題に対応するため特別養護老人ホーム、保育所や障害者を支援する施設等の社会福祉施設の整備の際に必要な建設資金等を「長期・固定・低利」で融資するもの。
- 医療貸付事業は地域医療における次の社会的課題に対応するため病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院等を整備する際に必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資するもの。

■ 福祉貸付事業及び医療貸付事業における社会的課題の認識（例）

福祉貸付事業		医療貸付事業	
介護サービス基盤の整備	待機児童解消のための保育所整備	医療提供体制改革	地域包括ケアシステムの推進
社会福祉施設の耐震化整備	都市部における整備	地域医療構想に基づく医療機能分化・連携	医療施設の耐震化
福祉事業に関する東日本大震災等に係る復興整備		医療事業に関する東日本大震災等に係る復旧整備	

³ ③④ともに 2021 年度末申込受付終了

- これらの課題は、急速な高齢化による要介護者の増加・重度化、疾病構造の変化や子育てでは都市部待機児童、更にはすべてに係るものとして総人口の減少という社会的課題に通じる。

社会の課題認識

- 「ニッポン一億総活躍プラン」「成長戦略」「まち・ひと・しごと創成基本方針」などに共通する課題認識の一つに少子化・高齢化が確認できる。少子化・高齢化の進展は様々な影響を国家に与える。直接的には労働力人口が減少し、経済にマイナスの影響を与える人口ボーナス⁴状態が発生する。この状態により国内市場の縮小が進むと、成長力が低下、労働力不足を補うための長時間労働化が進み、ワーク・ライフ・バランスの乱れから少子化がさらに進行する恐れがある。これらの状況が縮小スパイラルとして生じると、国民負担の増大が経済成長を上回り、生活の質や水準を表す一人当たりの実質消費水準が低下する深刻な問題である。こうした課題に対応するためには、多岐にわたる課題を解決していかねばならない。課題の中には待機児童解消を始めとする子育て支援、地域包括ケアシステムなどの福祉・医療分野における課題が含まれる。その他、インフラ設備や公共施設の老朽化や耐震化等の課題についても社会資本整備重点計画などに確認することができる。
- 社会によって認識されている課題は、WAM が認識する課題を包含するものであり、本件の課題は社会的課題と判断される。

(2) 対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

対象事業による便益及び影響は次のように整理される。

対象事業による便益及び影響	
直接的⁵な便益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉・医療サービスを行う事業者の安定したサービス提供及び安定した経営 ・ 地域社会における社会福祉・医療施設及び体制の整備 (介護サービス基盤、待機児童解消、地域における医療提供体制改革等) ・ 大規模自然災害からの福祉医療事業に関する復旧・復興
間接的な便益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化、高齢化に起因する問題の解決への進展 ・ 社会保障制度の維持 ・ 安心して暮らせる豊かな国民生活 ・ 国の政策優先度に応じた政策実現の後押し
間接的な影響とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な「長期・固定・低利」の貸付制度であり、民間金融の阻害 ⇒WAM は基本的に民間金融機関では十分な対応が困難な領域である政策金融を提供するものであり、民間金融の阻害の可能性は低い。また、貸付金の利率設定など適切な業務の方法が業務方法書に定められており、十分に対応されている。
広範囲に及ぶ影響とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人として適切な運営がなされないことによる国家財政への影響 ⇒独立行政法人通則法第 32 条第 1 項及び第 35 条第 1 項に基づき、厚生労働大臣により、総務省が定める指針等に基づき毎年度及び中期目標期間の業務実績について評価を受け、これがフィードバックされる仕組みがある。

⁴ 定常状態に対して労働力人口減少により経済にマイナスの負荷をかける状態。高度成長期における生産性の上昇に労働力人口の増加が成長率を高める状態である人口ボーナスの反対の状態。

⁵ 「直接的」とは対象事業の利用者、「間接的」とは対象事業を行う社会、「広範囲」とは対象事業を行う社会を超える社会を指している。詳細は、「R&I ソーシャルボンドオピニオン 評価方法」を参照のこと。 https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/so_social_jpn.pdf

ポジティブな社会的成果であること

対象事業である福祉医療貸付事業による直接的な便益は、融資を通じた地域における福祉医療に係る施設の整備や維持及び、福祉医療事業者の負担を軽減することによる、公的な福祉・医療制度に基づくサービスの提供などである。これらの直接的な便益は少子化・高齢化といったより根本的な課題の解決に資することで、社会保障制度の維持や安心して暮らせる豊かな国民生活といった間接的な便益へつながる。想定される影響については、公的融資で民間では対応しがたい領域での融資事業である性質や業務方法書や法令上の措置などにより対応されている。以上より、R&Iは対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。

SBP2021 に例示される事業区分との照合

対象事業は、SBP2021 に例示されている事業区分「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」に対応し、主に融資対象施設の利用者である高齢者、障害者、仕事と子育て/介護を両立する人々、医療サービスを必要とする人々、サービス提供者である施設の従事者等が対象となる。

対象事業は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融資である。WAM は対象事業を通じて、介護サービス基盤の整備や待機児童解消、医療提供体制改革、地域包括ケアシステム推進などといった少子化・高齢化という問題に起因する社会的課題に対応することを目的としている。少子化・高齢化に係る課題は様々な政策において強く認識され、解決に向けた取り組みが多岐にわたって実施されている。WAM の取り組み及び対象事業はこれに整合的である。対象事業の実施にあたり想定される影響については、民間では対応が困難な貸付制度であることや業務方法書を始めとする措置により適切に対応されている。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。SBP2021 に例示されている事業区分「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」に対応し、主に融資対象施設の利用者である高齢者、障害者、仕事と子育て/介護を両立する人々、医療サービスを必要とする人々、サービス提供者である施設の従事者等が対象となる。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- WAM は独立行政法人福祉医療機構法第 3 条において「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」と目的が定められている。
- 目的の基礎となるのが、日本国憲法第 25 条第 2 項に示される国の役割であり、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進のために厚生労働省が策定した各種政策目的の実現に向けて業務を執行している。
- 法人の経営理念において国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指すとしている。
- 対象事業である福祉医療貸付事業はこれらに対して適切に組み込まれている。

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- SBP2021 のカテゴリーである「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」及び対象となる人々を適格クライテリアとしてフレームワークに定めている。フレームワークは WAM 内の資金調達審査委員会にて審議し了承を得ている。
- 選定対象となる WAM の事業は、独立行政法人福祉医療機構法に基づいて実施される。その業務の方法は WAM が定め厚生労働大臣に認可を受けた業務方法書に沿ったものである。これらのもとで厚生労働大臣により指示される中期目標を達成するため、同大臣に認可を受ける中期計画、年度の業務運営に関する計画である年度計画を策定し事業を実施することから、中期目標等については対象事業候補の判断基準として機能している。

(3) プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- フレームワーク内において適格クライテリアに合致する貸付事業は福祉医療貸付事業として定めている。フレームワークは、WAM 内の資金調達審査委員会にて審議し了承を得ている。
- 福祉医療貸付事業の実施にあたっては、法令及び業務方法書の定めに従って融資対象や条件を判断している。実務的には福祉医療貸付部が融資相談から貸付の契約～実行までを担っている。当該プロセスにおける専門性は、貸付事業の一環として提供している福祉医療に関するアドバイスについても福祉医療貸付部が行っており、担保されている。加えて、WAM 内で福祉・医療をテーマとした各種調査や福祉医療施設の経営診断等を行う「経営サポートセンター」とも情報共有を行っており、職員の専門性が担保されている。
- 社会リスクを低減するための排除条項は特に設けていないが、プロセスとして反社会的勢力を排除し、適切に対応するための体制を整備している。行動規範や倫理的行動を含めた法令等遵守に係る規定を定めるほか、貸付時に反社会的勢力が関与しない旨を確認するなどの対策を実施している。
- WAM の事業全般に関して「経営企画会議」及び「ガバナンス委員会」を通じて適切な運営管理がなされる。「経営企画会議」は組織を効率的かつ効果的に運営することを目的とし、「ガバナンス委員会」が様々なリスクを勘案し公正性、透明性を確保している。加えて、厚生労働大臣から年に一度評価を受けることにより事業プロセスの適切性が保たれている。

WAM の経営理念を念頭に、独立行政法人福祉医療機構法及び中期目標に応じた中期計画、年度計画が策定され、これに従って行われる事業から適格クライテリアに合致するものとして対象事業は選定されている。評価の基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており専門性が確保されたものとなっている。

3. 調達資金の管理

- 独立行政法人福祉医療機構会計規程第 4 条及び第 5 条に基づいて、「一般勘定」として区分経理した上で、経理部により帳簿上での管理を行い、「一般勘定」内の他の事業と区分され管理される。
- 調達資金の総額が直近期末の適格クライテリアを満たす貸付金残高を上回っていないことを経理部が年に一度確認することにより充当管理を行う。
- 会計年度の終了時には、対象事業を含む WAM の全ての収入と支出について決算関係書類が作成され、監事監査・内部監査を受ける。
- 資金充当は新規資金として年度内に全額充当される予定である。未充当資金は普通預金として管理される。

対象事業は独立行政法人福祉医療機構会計規程による区分経理と経理部による帳簿上での管理により、他の事業と区分管理される。調達金額が対象事業残高を上回っていないことを経理部が年に一度確認することにより充当管理される。対象事業を含む収入と支出について監事監査・内部監査を受ける。未充当資金は普通預金にて管理される。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	調達資金の充当額	年次	ウェブサイト
定期レポート	インパクト・レポーティング	年次	ウェブサイト

(2) インパクト・レポーティング

- 調達資金の充当額と併せて表形式で期待される/実現した社会的効果について年次で開示する。詳細については、事業報告書、業務統計等での開示を実施する。アウトプット指標、アウトカム指標として「適格事業における貸付契約・残高の件数及び金額」を開示する。インパクトは待機児童の解消のように間接的に現れるものであり WAM が直接的に測定することが困難なことから、定性的に「地域医療提供体制整備のための施設整備」「介護基盤・待機児童解消・障害者の生活の安定のための施設整備」「福祉医療施設の安定的な経営の支援」との評価を事前に実施している。

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況及びインパクト・レポーティングは一覧表としてウェブサイトにて開示され、詳細情報として事業報告書、業務統計等を開示する。対象事業の性質及びインパクトの性質を勘案してレポーティングは適切と評価できる。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。



ソーシャルボンド／ソーシャルボンド・プログラム

独立した外部レビューフォーム

セクション 1. 基本情報

発行体名：独立行政法人福祉医療機構

ソーシャルボンドの ISIN または発行体のソーシャルボンド発行に関するフレームワーク名（該当する場合）：ソーシャルボンド・フレームワーク

独立した外部レビュー実施者名：格付投資情報センター

本フォーム記入完了日：2021年09月27日

レビュー発表日：2021年09月27日

セクション 2. レビュー概要

レビュー範囲：

必要に応じて、レビューの範囲を要約するために以下の項目を利用又は採用する。

本レビューでは、以下の要素を評価し、ソーシャルボンド原則（以下、SBP）との整合性を確認した：

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

独立した外部レビュー実施者の役割

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> スコアリング/レーティング（格付け） |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： | |

注記：複数のレビューを実施又は異なる複数のレビュー実施者が存在する場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。

レビューのエグゼクティブサマリおよび／またはレビュー全文へのリンク (該当する場合)

<セカンドオピニオン>

フレームワークがソーシャルボンド原則 2021 に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

詳細はリポート本文を参照。

セクション 3. レビュー詳細

レビュー実施者には可能な限り以下の情報を提供し、レビュー範囲を説明するためにコメントセクションを利用するよう推奨する。

1. 調達資金の使途

セクションに関する全般的なコメント (該当する場合) :

リポート本文の「1. 調達資金の使途」を参照。

SBP による調達資金の使途カテゴリ :

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 手ごろな価格の基本的インフラ設備 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要不可欠なサービスへのアクセス |
| <input type="checkbox"/> 手ごろな価格の住宅 | <input type="checkbox"/> 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果などを通じた雇用創出や社会経済的危機を原因とした失業の防止・緩和 |
| <input type="checkbox"/> 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム | <input checked="" type="checkbox"/> 社会経済的向上とエンパワーメント |
| <input type="checkbox"/> 発行時には知られていなかったが現在 SBP カテゴリへの適合が予想されている、又は、SBP でまだ規定されていないその他の適格分野 | <input type="checkbox"/> その他 (ご記入ください) : |

SBP の事業区分に当てはまらない場合で、社会に関する分類がある場合は、ご記入ください:

対象とする人々 :

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 貧困ライン以下で暮らしている人々 | <input type="checkbox"/> 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ |
| <input checked="" type="checkbox"/> 障がいのある人々 | <input type="checkbox"/> 移民や難民 |
| <input type="checkbox"/> 十分な教育を受けていない人々 | <input type="checkbox"/> 十分な行政サービスを受けられない人々 |

- 失業者
- 女性、あるいは性的・ジェンダーマイノリティ
- 高齢者と不安定な状態に置かれている若者
- その他自然災害の罹災者等を含む弱者グループ
- その他（ご記入ください）：仕事と子育て/介護を両立する人々、医療サービスを必要とする人々、サービス提供者である施設の従事者等

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

レポート本文の「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」を参照。

評価と選定

- 十分な発行体の社会面での持続可能性に係る目標がある
- 文書化されたプロセスにより、定義された事業区分にプロジェクトが適合すると判断される
- ソーシャルボンドの適格プロジェクトを定義した透明性の高いクライテリアがある
- 文書化されたプロセスにより、プロジェクトに関連する潜在的な ESG リスクは特定・管理される
- プロジェクトの評価と選定のためのクライテリアの概要が、公表される
- その他（ご記入ください）：

責任およびアカウンタビリティに関する情報

- 外部機関の助言または検証を受けた評価/選定基準である
- 組織内で定められた評価基準である
- その他（ご記入ください）：

3. 調達資金の管理

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

レポート本文の「3. 調達資金の管理」を参照。

調達資金の追跡管理：

- ソーシャルボンドの調達資金は、発行体により適切な方法で分別又は追跡管理される
- 未充当資金について、想定される一時的な運用方法の種類が開示される
- その他（明記ください）：

追加的な開示：

- 将来の投資にのみ充当
- 既存および将来の投資に充当
- 個別単位の支出に充当
- ポートフォリオ単位の支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオを開示する
- その他（ご記入ください）：

4. レポーティング

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

レポート本文の「4. レポーティング」を参照。

調達資金の使途に関するレポーティング：

- プロジェクト単位
- プロジェクトポートフォリオ単位
- 個別債券単位
- その他（明記ください）：

レポーティングされる情報：

- 充当した資金の額
- 投資総額に占めるソーシャルボンドによる調達額の割合

その他（明記ください）：

頻度：

- 年次
- 半年に一度

その他（明記ください）：

社会改善効果に関するレポーティング：

- プロジェクト単位
- プロジェクトポートフォリオ単位
- 個別債券単位
- その他（明記ください）：

頻度：

- 年次
- 半年に一度

その他（明記ください）：

レポートिंगされる情報（計画又は実績）：

受益者の数

対象とする人々

その他 ESG 指標（明記ください）：

開示方法

財務報告書に掲載

サステナビリティ報告書に掲載

臨時に発行される文書に掲載

その他（明記ください）：ウェブサイト

レポートは外部レビュー済（該当する場合は、レポートのどの部分が外部レビューの対象であるか明記してください）：

該当する場合は、「有益なリンク」のセクションに、報告書の名称、発行日を明記してください。

有益なリンク（例えば、レビュー実施者の評価方法や実績、発行体の文書等。）

1. 評価手法及びサービス

<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>

2. 評価実績

(1) グリーンファイナンス

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/greenfinance/index.html>

(2) サステナビリティファイナンス

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/sustainabilityfinance/index.html>

(3) ソーシャルファイナンス

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/socialfinance/index.html>

該当する場合は、利用可能なその他外部レビューをご記入ください

実施されるレビューの種類：

セカンドオピニオン

認証

検証

スコアリング/レーティング（格付け）

その他（ご記入ください）：

レビュー実施者：

発表日：

SBP で定義された独立した外部レビュー機関の役割について

- (i) セカンドオピニオン：発行体の支配下でない社会面の専門性を有する機関がセカンドオピニオンを提供する。オピニオンの提供者は発行体のソーシャルボンド・フレームワーク構築のためのアドバイザーから独立しているべきである。そうでなければ情報隔壁を設けるなど、セカンドオピニオンの独立性を確保するための措置をとることになる。オピニオンは通常はSBPへの適合性評価を基本とする。特に社会面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、方針、プロセスの評価と、調達資金を充当するプロジェクトの種類に応じた社会面の特徴に対する評価を含むことができる。
- (ii) 検証：発行体は、事業プロセスや社会基準などに関連づけて設定する基準に対して独立した検証を受けることができる。検証は、内部基準や外部基準あるいは発行体が作成した要求との適合性に焦点を当てるものになる。また原資産の社会面での持続可能性に係る特徴についての評価を検証と称し、外部クライテリアを参照することがある。さらにソーシャルボンドで調達される資金の内部追跡管理方法とその資金の充当状況、社会面での影響、SBPのレポートイングとの適合性に関する保証や証明も検証と呼ぶことがある。
- (iii) 認証：発行体は、ソーシャルボンドやそれに関連するソーシャルボンド・フレームワーク、または調達資金の用途について、一般に認知されているソーシャル基準やソーシャルラベルへの適合性に係る認証を受けることができる。ソーシャル基準やソーシャルラベルは具体的なクライテリアを定義したもので、通常は認証クライテリアとの適合性を、検証などの手法を用いて、資格認定された第三者機関が確認する。
- (iv) スコアリング/レーティング（格付け）：発行体は、ソーシャルボンド、それに関連するソーシャルボンド・フレームワーク、調達資金の用途などの特徴について、専門的な調査機関や格付機関の資格を有する第三者機関から、それぞれの機関が確立した評価手法に基づく査定や評価を受けることができる。評価結果には、社会面のパフォーマンスデータ、SBPに関連するプロセス、SBPに関連するプロセス、あるいは他のベンチマークに焦点を当てたものが含まれることがある。このようなスコアリングや格付は、信用格付（たとえその中に重要な社会面のリスクが反映されているとしても）とはまったく異なったものである。